



盗伐： 日本にもあった違法伐採の実態

御田成顕 (ONDA, Nariaki)
森林総合研究所 東北支所

フェアウッド研究会 (2021年8月25日)

Forestry and Forest Products Research Institute

自己紹介

◆専門分野：森林政策、熱帯林保全

- ◆ 日本：盗伐メカニズムの解明
- ◆ インドネシア：違法伐採、泥炭火災対策
- ◆ カンボジア：社会林業
- ◆ 日本：獣害駆除個体の動物園での活用

◆経歴：

- ◆ 筑波大学 生物資源学類
- ◆ 筑波大学大学院 生命環境科学研究科
- ◆ 民間企業
(海外植林部門、インドネシア駐在)
- ◆ 九州大学
持続可能な社会のための決断科学センター
- ◆ 森林総合研究所 東北支所



盗伐現場（宮崎）



泥炭火災（インドネシア）



屠体給餌（大牟田市動物園）

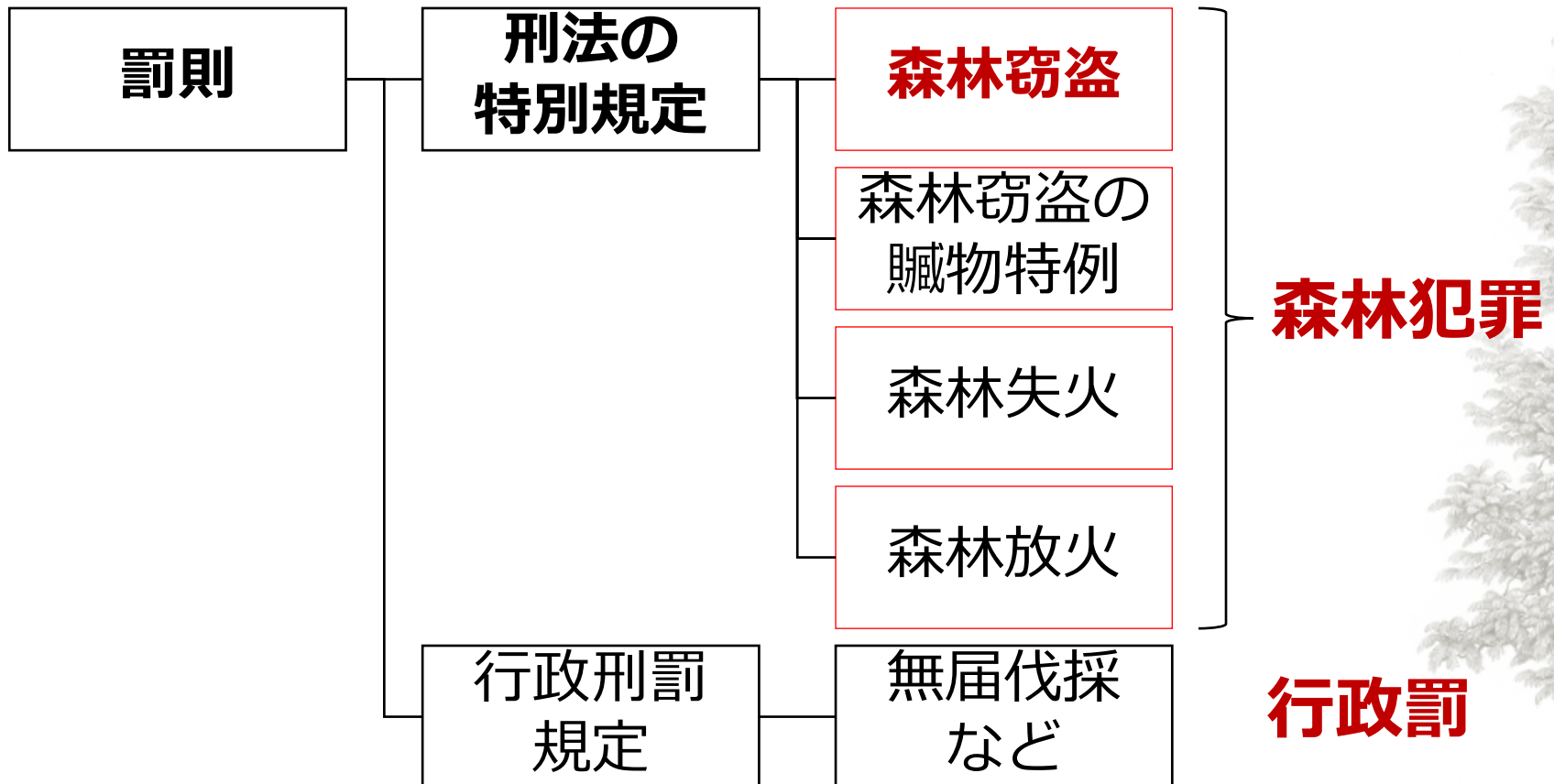
- ◆森林犯罪とは？
- ◆森林犯罪の特殊性
- ◆無断伐採の発生状況
- ◆なぜ無断伐採が起きるのか？
- ◆なぜ無断伐採が裁かれないのか？
- ◆盗伐材を使わないために



森林犯罪とは？



森林犯罪の定義 (森林法197条～213条)



◆罰則規定：

◆ 3年以下の懲役または30万円以下の罰金
(森林法197条)

◆保安林では、5年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金 (森林法198条)

◆森林犯罪の特殊性により、刑法の窃盗罪（10年以下の懲役または50万円以下の罰金）より刑が軽い

◆無届伐採は100万円以下の罰金（第208条1項）

森林窃盗罪の成立は窃盗罪の構成要件が適用される。

窃盗罪の成立には故意（わざと）が要件。

うっかり「誤伐」は窃盗にならない



森林犯罪の特殊性



そもそも森林は犯罪が起きやすい場所

8

森林の物理的状況

- ◆ 森林は広大なる土地を占有し、遠く村落を離れて鶏犬の声を耳にする能はざるところ少なからず
⇒**遠くて広い**
- ◆ 無類の徒が管理者の隙に乘じ種々の犯罪を行うは事甚だ易々
⇒**簡単に犯罪ができる**
- ◆ 出入往来人の欲する壘⇒**出入り自由**
- ◆ 所有者すら林内の状況を詳知する能はざると
⇒**持ち主も自分の山林がよく分からない**

- ◆ 森林が性質上犯罪を被ること多きは数の免れざる所
⇒**森林犯罪が多発するのは当たり前**
- ◆ 当局者の知る所とならずして終わることあり
⇒**盗まれたことも分からないことがある**

100年前から
言われています

(新島1903 ; 土井1925)

森林犯罪の特殊性

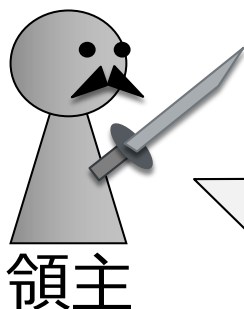
9

- ◆ 森林の開放性や占有状況の不明瞭さ
 - ◆ 「境界が分からなかった」と言い逃れしやすい



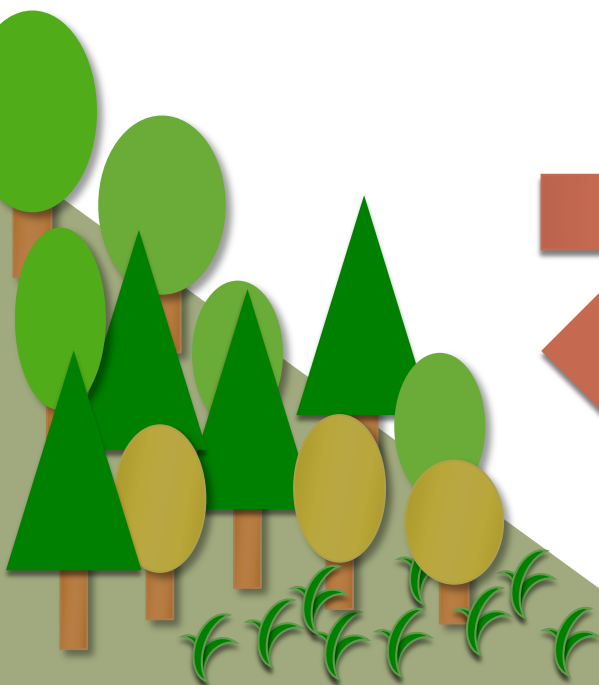
森林犯罪の歴史（幕藩期）

10



- 重要なのは経済価値の高い材木。
- 盗伐は極刑。
- 低価値の林産物利用を村民に恩恵的許可

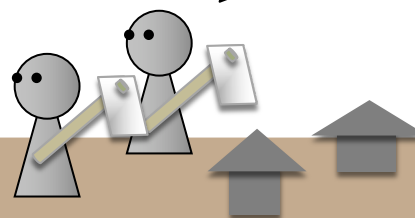
領主，地元民ともに，重要なのは地上物（林産物）であり，土地所有概念は薄い



薪・落葉・飼料

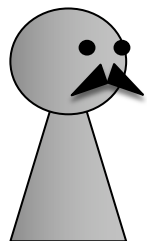
自らの山林と意識し管理

- 重要なのは日々の薪，堆肥用の落ち葉，家畜の飼料



森林犯罪の歴史（明治維新以降）

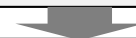
11



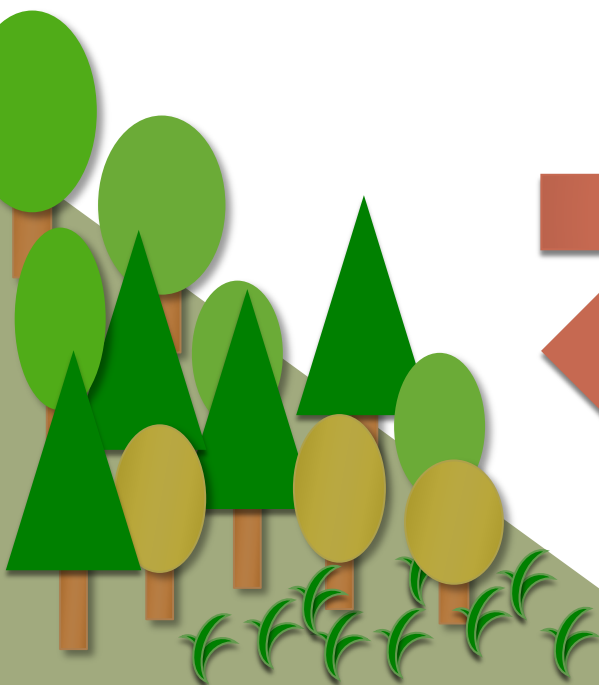
明治政府

- 多くの入会林野を収奪し、**近代的土地所有権の確定**
- 官林への**立ち入り禁止**
- **刑法策定**

政府：土地所有権の確定
農民：希薄な土地所有意識



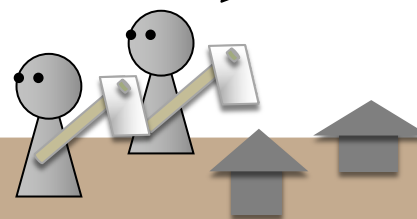
慣習的土地利用の継続が
盗伐とみなされる



薪・落葉・飼料

自らの山林と意識し管理

- 薪，堆肥用の落葉，家畜の飼料が採れない
- 必要に応じて採取＝**盗伐**



森林犯罪の特殊性

- ◆ 森林の開放性や占有状況の不明瞭さ
 - ◆ 「境界が分からなかった」と言い逃れしやすい
- ◆ 制度変化による犯罪化
 - ◆ 昔は勝手に入って必要なものを採取して良かった
- ◆ 森林利用に対する犯罪意識の希薄さ
 - ◆ 森林資源の採取が犯罪と思われない

森林犯罪は、

- ◆ 森林は、悪意があればすぐに犯罪を起こせる環境にある
- ◆ 加害者が「言い訳」しやすい犯罪

	生存のための盗伐	現在
物理的状況	開放的	開放的
社会経済状況	山林と農村とが不可分	山林と農村との関係希薄
盗伐の主体	地元農民	仲介業者，伐採業者
盗伐の客体	材木，薪炭材	人工林資源（スギなど）
目的	生活物資の採取	利益獲得
場所	官林（御料林，国有林）	私有林

◆かつての盗伐とは異なる

盗伐は犯罪です！！
盗伐を
しない させない 見逃さない



警視庁ウェブサイトより転載

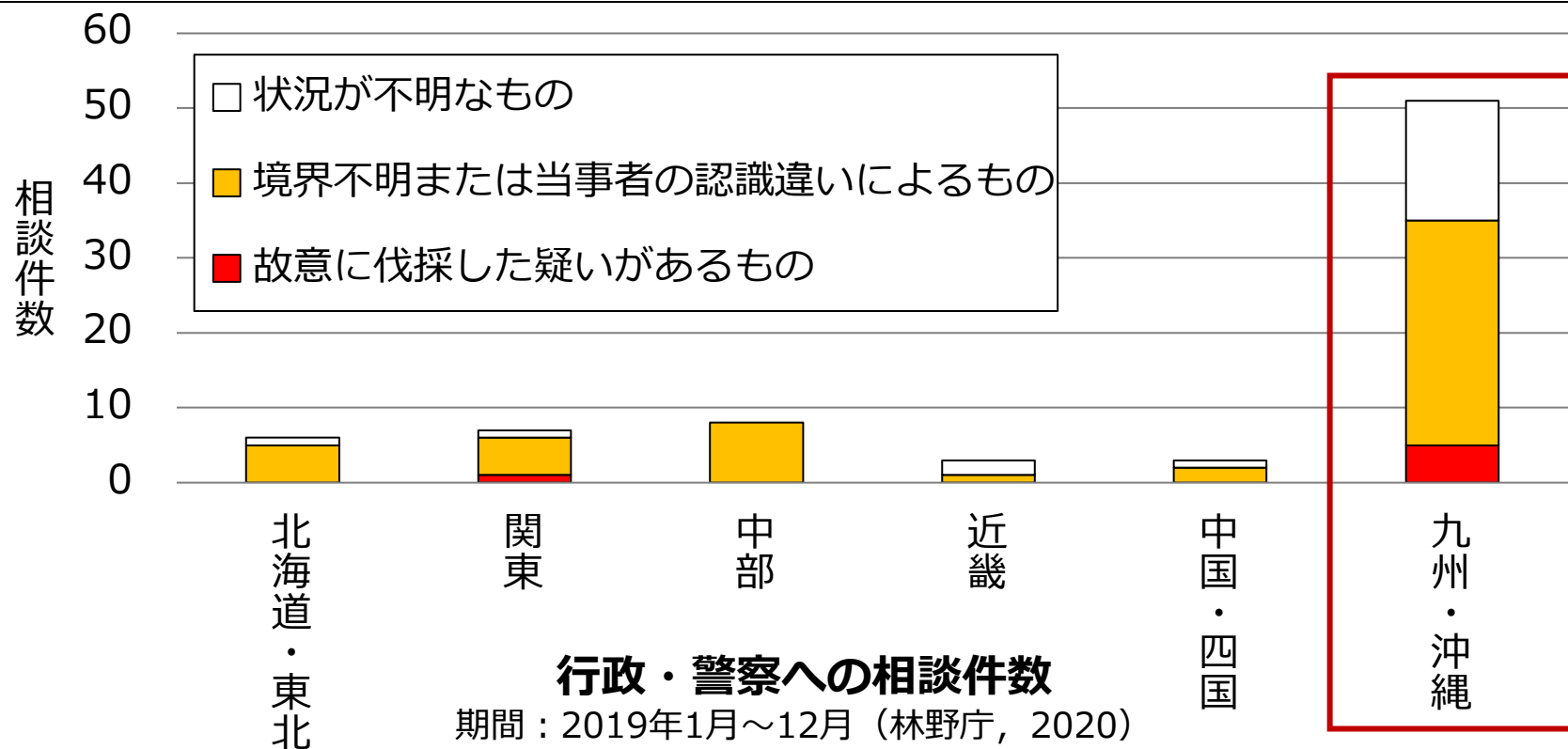


無断伐採の発生状況



盗伐の発生状況

15



- ◆2018年3月 山林仲介業者2名に有罪判決
- ◆2020年1月 山林仲介業者に有罪判決
- ◆2020年3月 山林仲介業者に有罪判決
- ◆2020年9月 素材生産業者に有罪判決
- ◆2020年12月 山林仲介業者に有罪判決

5件

盗伐の被害者：宮崎盗伐被害者の会

16

◆宮崎盗伐被害者の会

- ◆設立：2017年9月
- ◆会長：宮崎市山林の盗伐被害者
- ◆会員数：当初14人→**127人**
(2021年6月)

◆起訴対象は被害者の一部

◆盗伐被害の全貌は不明



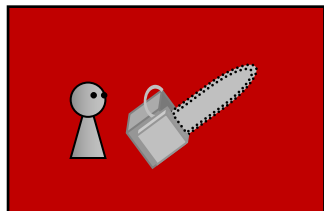
盗伐被害者の会設立を伝える記事
(朝日新聞宮崎版2017年9月30日付)



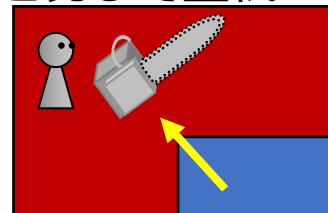
なぜ盗伐が起きるのか？



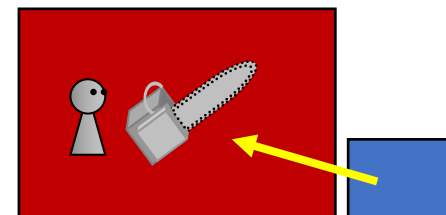
①無届伐採



②越境して盗伐



③伐採届が違う場所



伐採届を出した場所

盗伐場所

盗伐の手口

- ① 無届伐採⇒バレたら謝る
- ② 越境伐採⇒誤伐とゴネる
- ③ 違う場所（安い雑木林等）の伐採届で伐る

⇒誤伐とゴネる

伐採届偽造の手口

◆伐採届を偽造

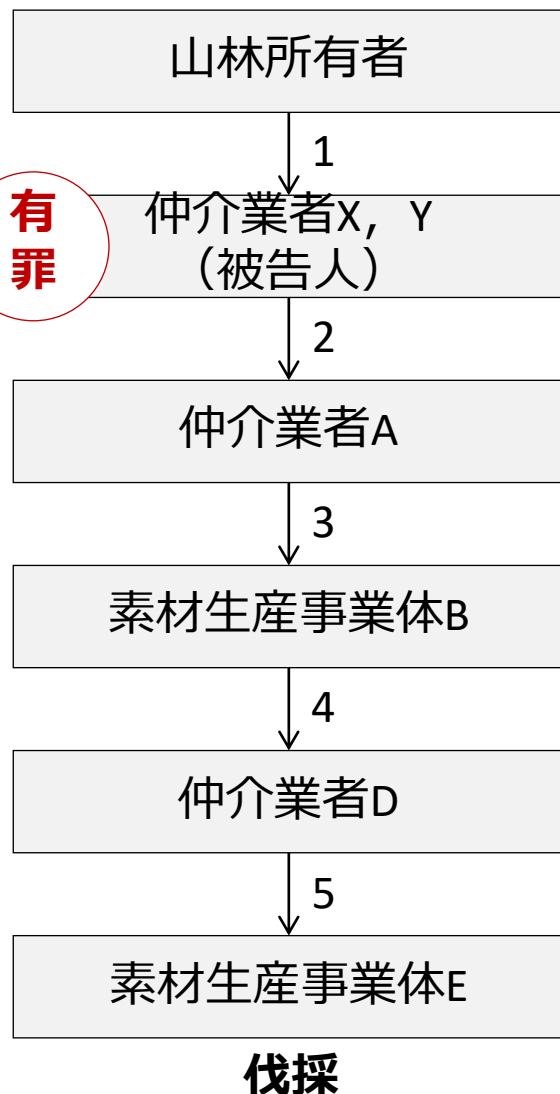
◆確認連絡のなりすまし

◆合意していない地番を加える

※一部の悪徳業者/仲介人によるものです

なぜ発生しているのか：宮崎市の事例から

19



2018年3月判決の事件の概要：

1. 伐採届3名分を偽造

- 被告人が伐採届を**偽造**
- 市役所からの確認電話は、**なりすまし**

2. 偽造伐採届を含め、一帯の山林の伐採届を転売

3. 鹿児島県の伐採業者へ転売

4. 自ら伐採せず転売

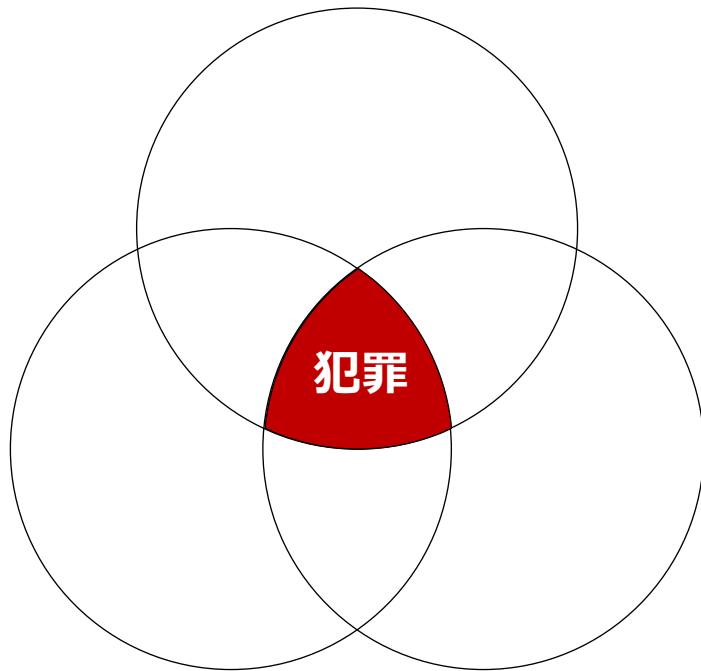
5. 宮崎県内の伐採業者に転売

仲介業者が、有印私文書偽造・行使・森林法違反で有罪判決

盗伐発生メカニズム（日常活動理論）

20

動機づけられた
犯罪者



犯罪

好適な対象

有能な監視（監視体制）
の不備

3つの条件が揃ったとき、
人間は誰でも犯罪行為を行う
可能性がある

1. 好適な犯罪対象
2. 動機づけられた犯罪者
3. 有能な監視者の不在

(Cohen & Felson, 1979)

鍵のかかっていない自転車

×

遅刻しそうな学生

×

誰も見ていない

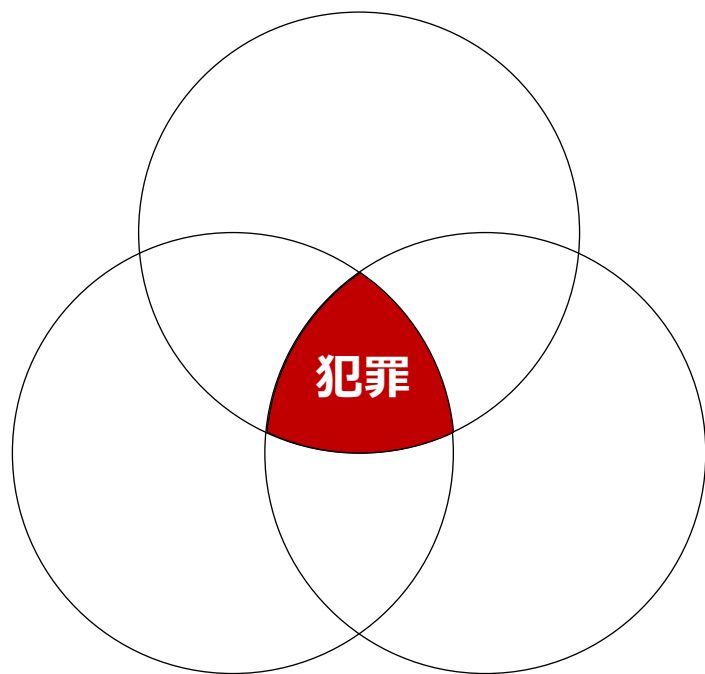
↓

自転車は盗まれる

盗伐発生メカニズム（日常活動理論）

21

② 動機づけられた
犯罪者



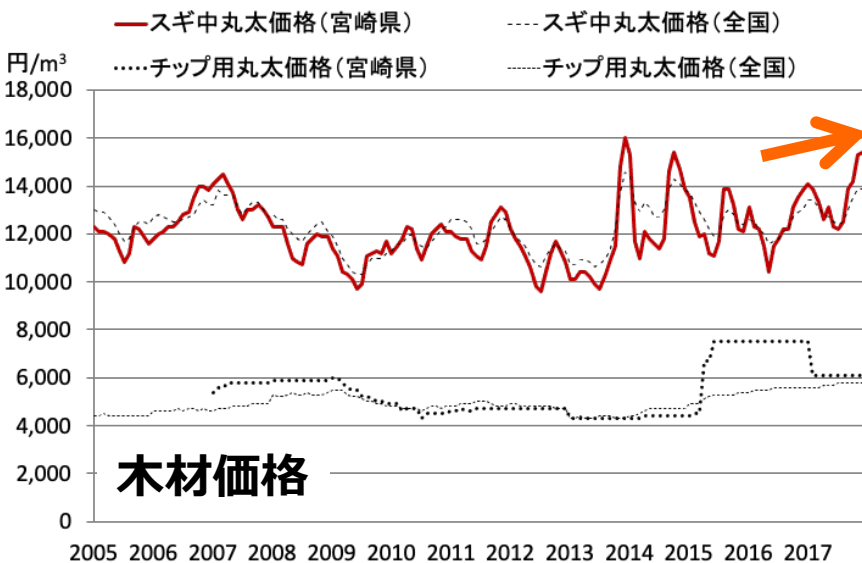
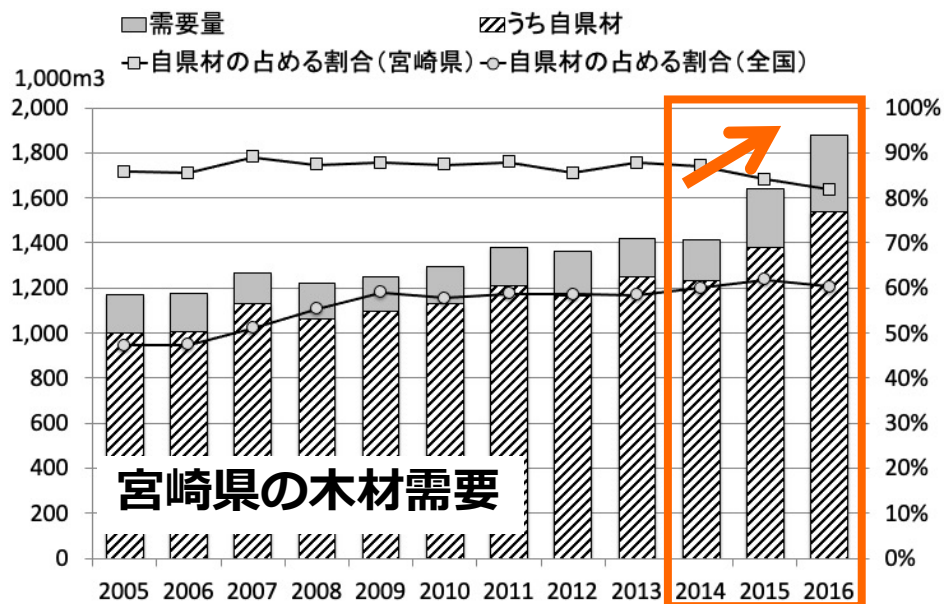
① 好適な対象

③ 有能な監視（監視体制）の不備

- ① 材価と需要の上昇
- ② 仲介業者の動機
- ③ 山林所有状況,
山林所有者の管理意欲,
行政の監督,
業者のコンプライアンス

宮崎県の旺盛な木材需要

22



- ◆需要増加
- ◆価格上昇
- ◆木材価格は窃盗の「好適な対象に」



山林の転売に必要な条件=仲介人の役割：

- ◆ 一定の面積と施業で必要な場所を抑える
- ◆ これらの地権者から伐採届に署名/捺印を得る
⇒伐採届への押印が地権者の許諾かつ領収書の確証

動機に至る要因

- ◆ **小規模山林で地権者多数**
- ◆ 多くの地権者が死亡，**相続登記がなされていない**
- ◆ 地権者を探したが見つからない
- ◆ このままでは転売できない
- ◆ 焼酎代（=生活費？）にも困っているから作っちゃえ

伐採届を偽造し，仲介業者へ転売

② 転売を意図した 仲介業者

- 土地を取りまとめないと売れない
 - 小規模山林
 - 不在村地主
 - 不明瞭な地権者
- 高い取引費用

市場の要請と
山林経営との乖離

森林・林業を巡る環境が
複雑に絡み合って
盗伐を発生させた、と理解できる

盗伐

① 好適な対象

- 木材需要増加
- 材価上昇

③ 監視体制の欠落

- 山林管理の弱体化
 - 所有者の所有意識の不足
 - 山林管理の不足
- 伐採届の監視機能の弱さ
- 素材生産事業体のコンプライアンス不足

盗伐発生メカニズム

- ◆立木取引における仲介業者の重要性
 - ◆小規模零細な山林のとりまとめ
 - ◆伐採と立木確保との分業による効率化

**今後の主伐拡大により、
仲介業者の重要性が高まる可能性**

- ◆ほとんどの盗伐に仲介業者が関与
 - ◆山林所有者に対する責任の所在が不明瞭

**立木の仲介取引の増加が
盗伐のリスクを高める可能性**

**小規模山林において
どのように事業地が確保され、生産されているのか？**

立木売買の実態（アンケート調査）

26

◆宮崎県の素材生産事業体に郵送アンケート

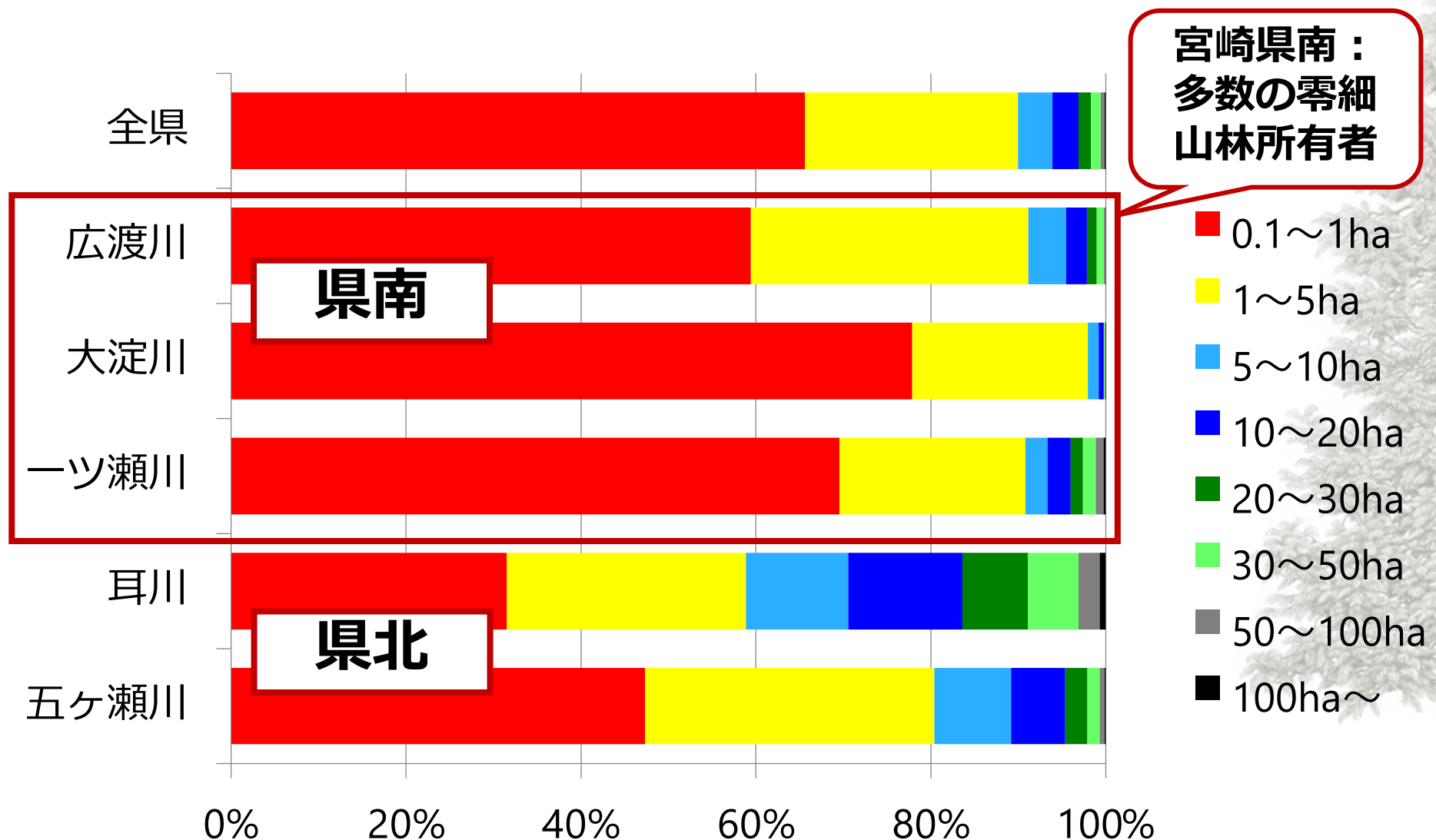
- ◆発送数：196社
- ◆回答数：76社（39%）
- ◆有効回答数：70社（36%）
- ◆素材生産量：110.8万m³
（2017年宮崎県素材生産量：196.4万m³）

◆地域の山林所有規模に応じて比較

- ◆小規模な県南と大規模な県北
- ◆素材生産事業体を感じる施業上の障壁は？
- ◆事業地の確保手段は？

宮崎県の山林所有規模

27

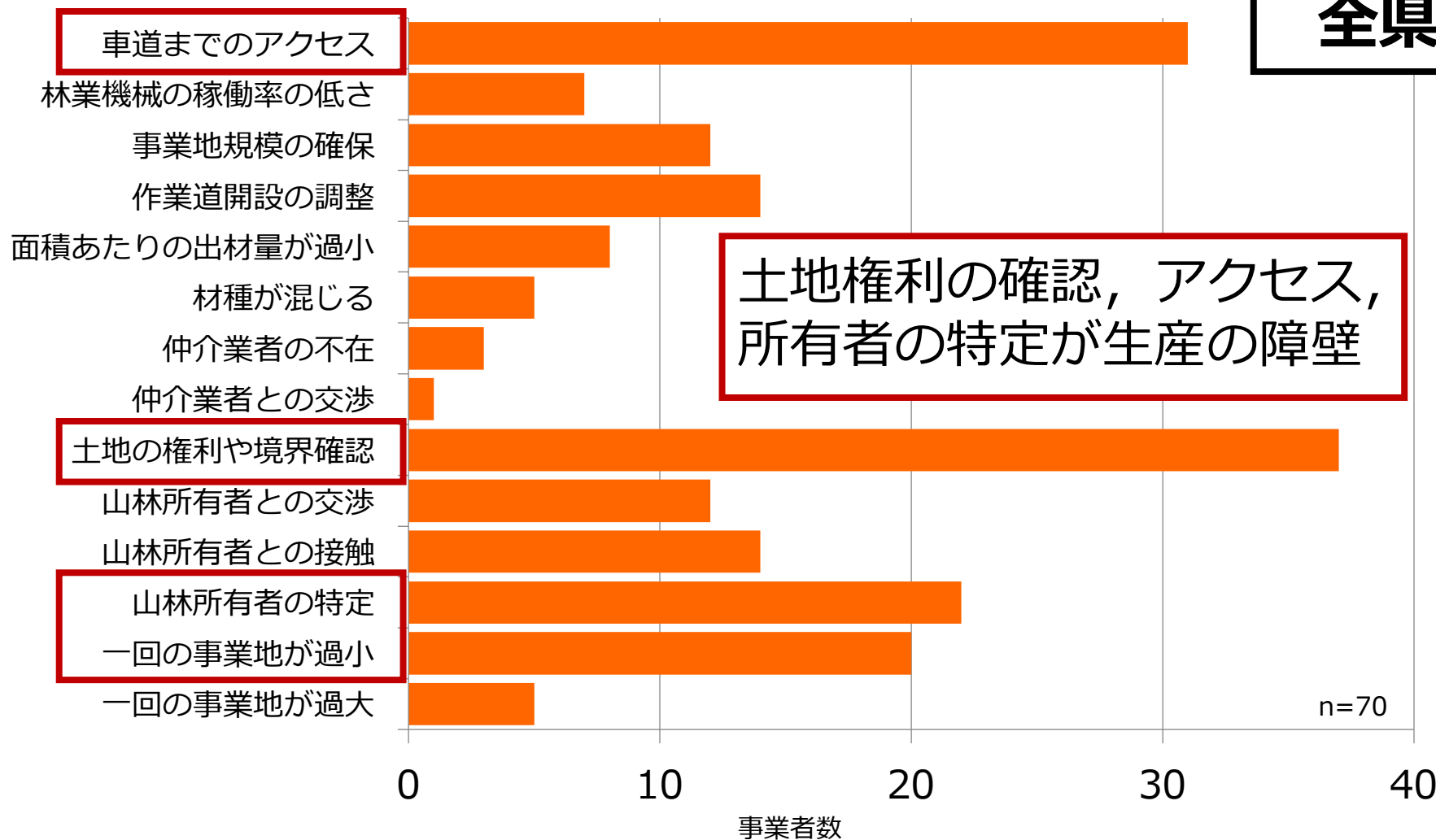


1990年農林業センサスより作成

施業の障壁（宮崎県全体）

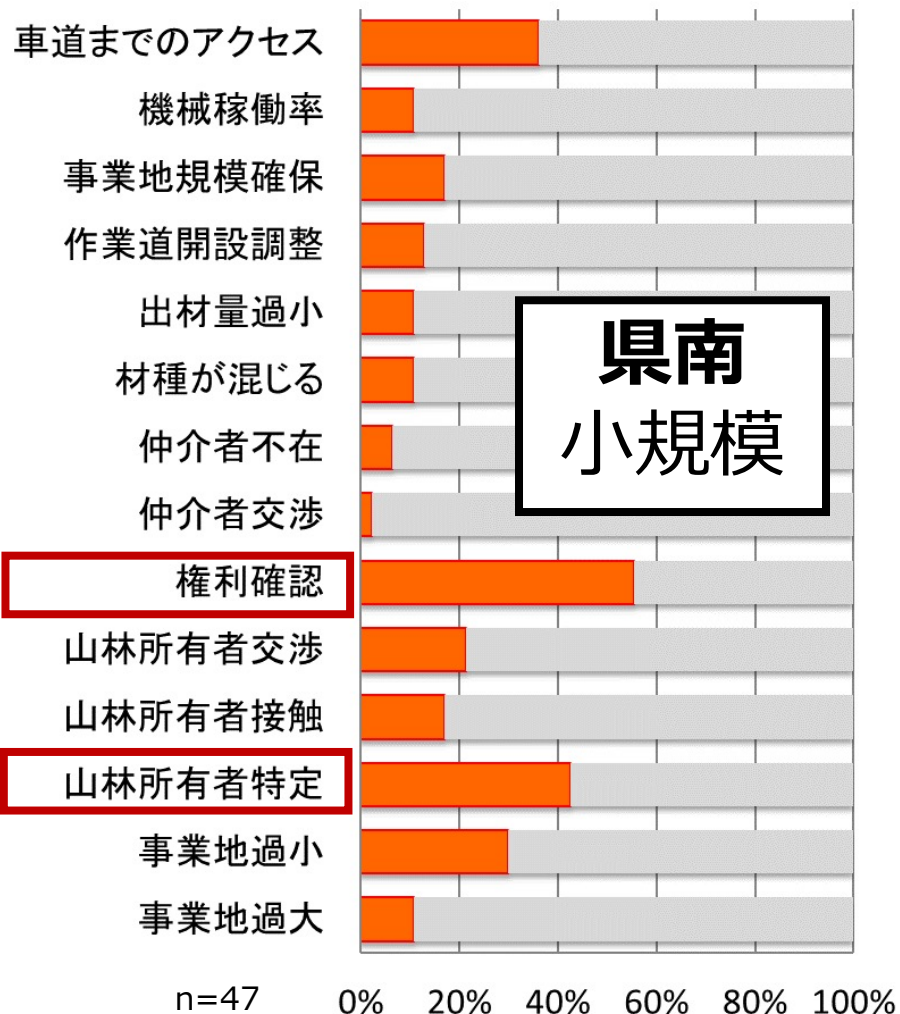
28

全県

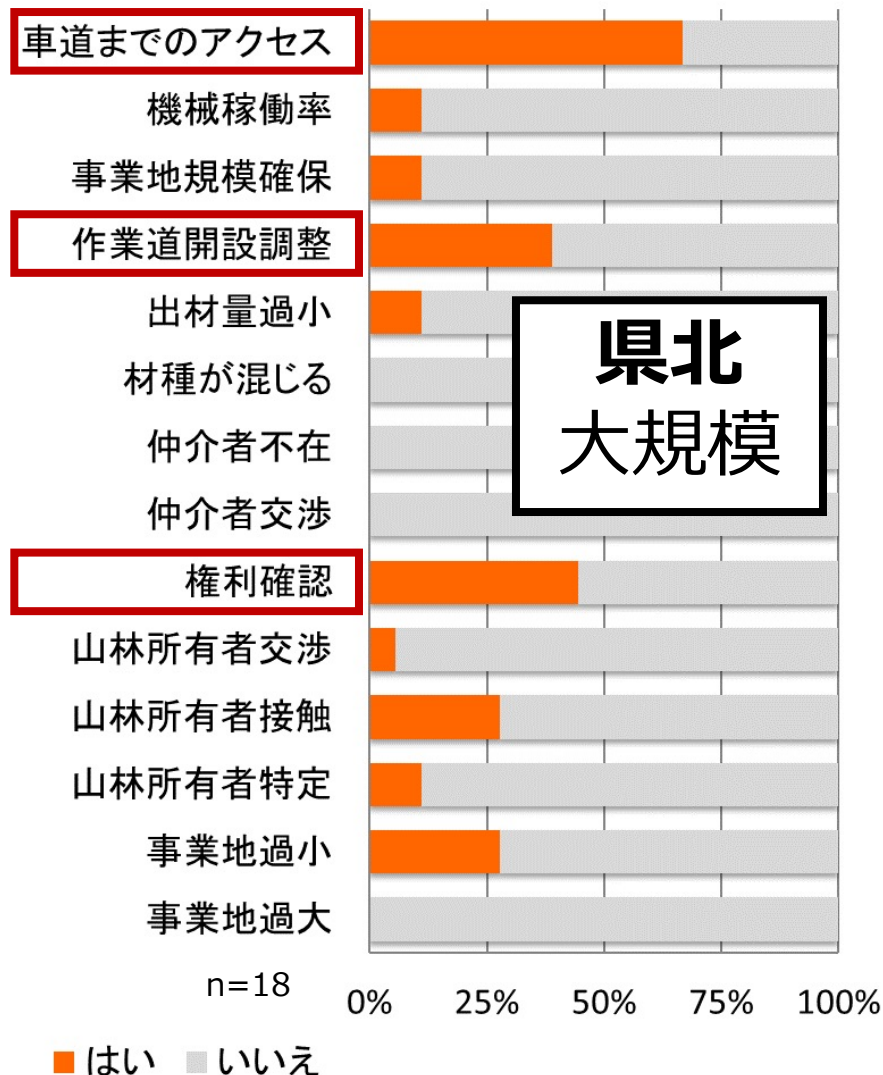


施業の障壁（南部と北部の比較）

29



所有者の特定が困難



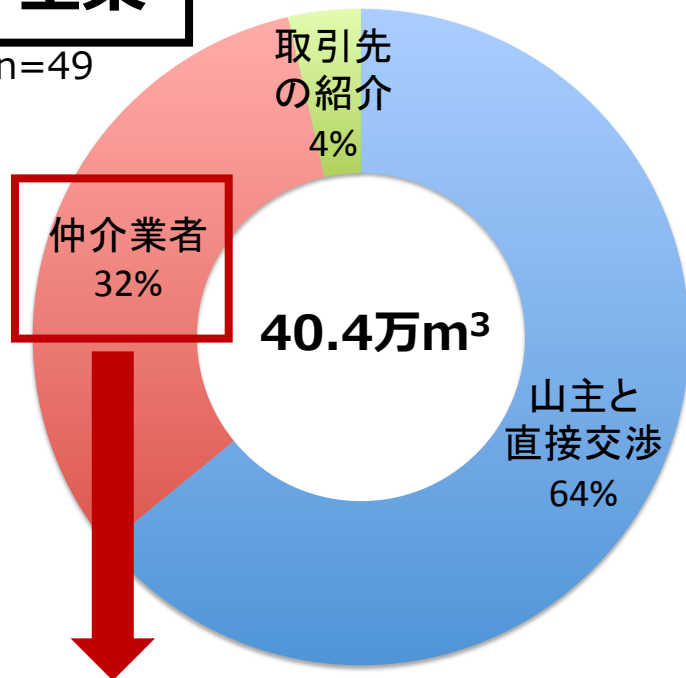
アクセスや作業道開設が困難

私有林の立木購入の方法

30

全県

n=49



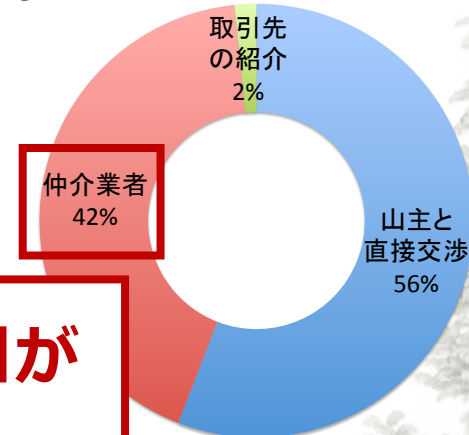
仲介業者を介した取引が3割

※立木買いの数量と取引形態の割合からの試算。

県南

n=29

22.4万m³

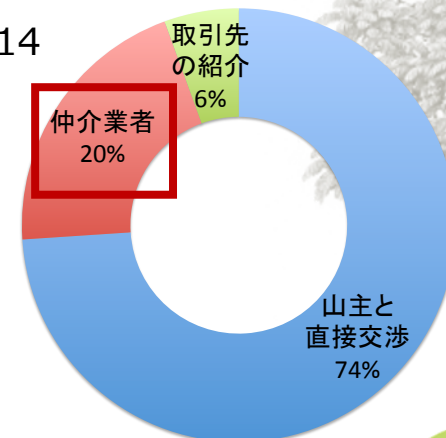


県南：仲介取引が多い

県北

n=14

15.8万m³



- ◆小規模山林での素材生産の障壁は**権利確認**
 - ◆所有者との接触が困難
- ◆**一定数を占める仲介取引**
 - ◆仲介業者へのニーズは所有者との接触と交渉
 - ◆一部の悪徳仲介業者をいかに排除するか？
= ホワイต์ブローカーをどう育成するか？
 - ◆他地域では仲介業者を介した取引はあまり多くない
相対取引で、所有者と現地立会確認が基本
- ◆**主伐と需要の拡大に伴い、所有者不明山林、境界不明山林での盗伐リスクが高まる可能性**
- ◆**真面目な素材生産事業体をどう応援するか？**

なぜ無断伐採が裁かれないのか？ 司法判断の難しさ

なぜ裁かれないのか（民事事件）

33

◆民事訴訟の原則：原告の立証責任

- ◆被害を証明できない場合は原告（＝被害者）敗訴
- ◆土地境界、被害規模、被告の故意・過失など
- ◆損害賠償請求権の時効：損害・加害者を知って3年、発生から20年（民724）

◆民事裁判の事例から

- ◆境界が立証できない（特に地籍調査未了の場合）
- ◆伐採時期・被告が伐採したことを立証できない
- ◆地域の慣習が認められない

（地域の慣習として一ツ葉を境界に植えていたが、素材生産業者に境界と認識されなかったことが過失として認められなかった）

◆小規模の被害だとむしろ裁判費用が高い

なぜ裁かれないのか（刑事事件）

◆誤伐・盗伐の判別（故意の認定）が困難

◆起訴されない

◆刑事訴訟の流れ：捜査→起訴→公判

◆被害者の多くが被害届を受理されないと主張

◆「捜査の端緒」に至らない

◆地籍調査が終わっていない場所は証拠に乏しく警察も被害届を受理しにくい？

◆森林窃盗罪の時効は発生後3年（刑訴250、253）

◆起訴は検察官しかできない（刑訴247）

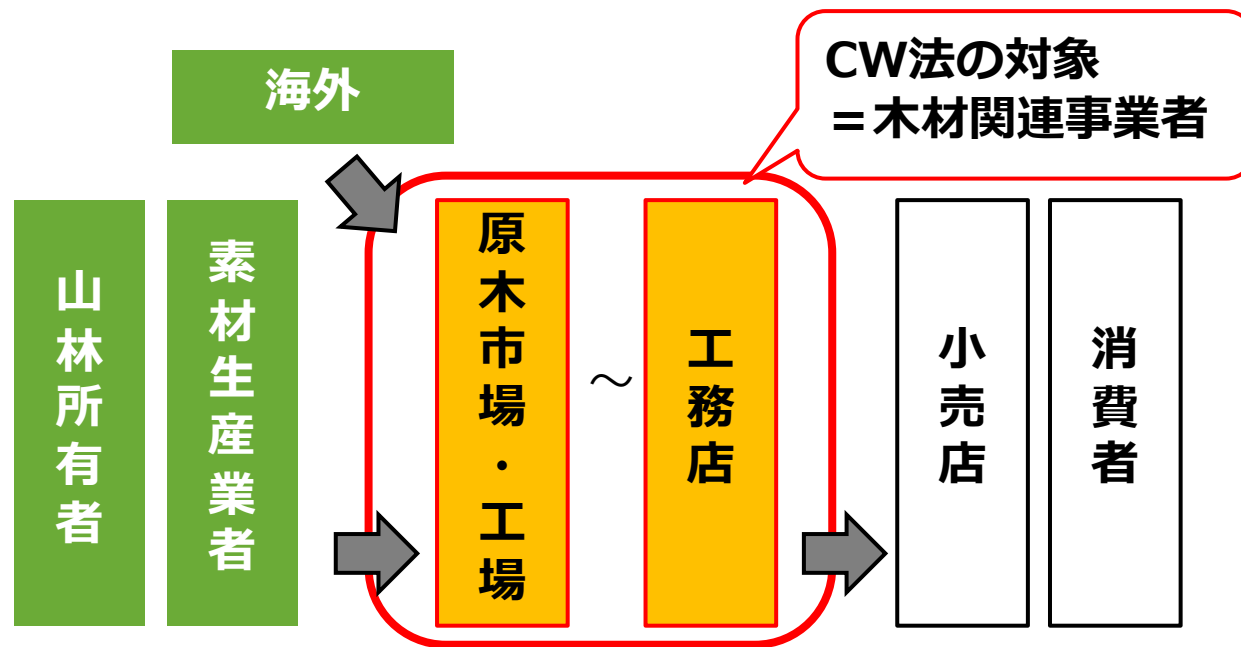
◆検察官は起訴する/しないを決める裁量がある（刑訴248）

◆市民、消費者、業界から盗伐が深刻な社会課題であることを発信する必要がある



盗伐材を使わないために

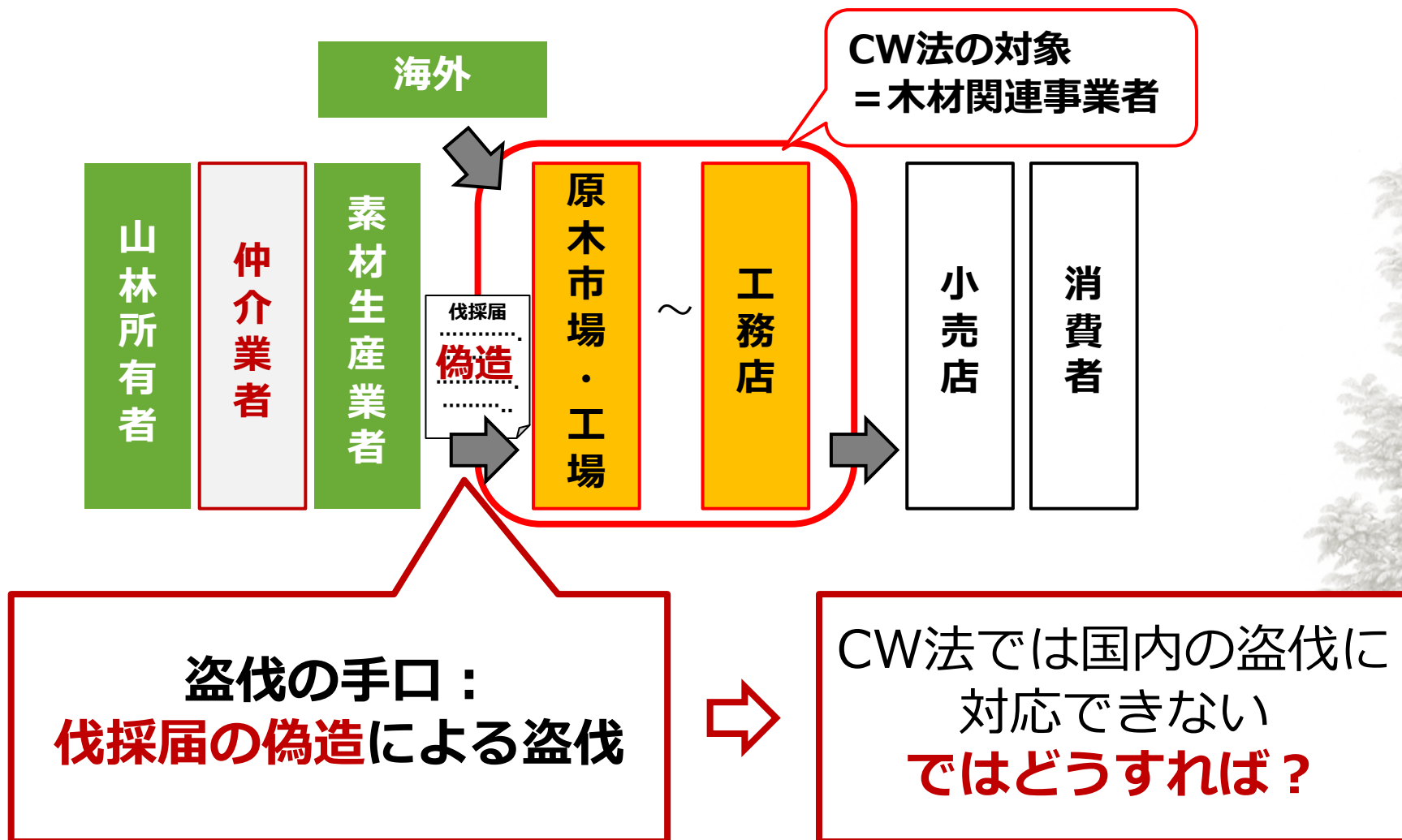




- ◆ 合法木材の使用推進を目的に2017年5月施行
 - ◆ 素材生産業と小売業は含まず
 - ◆ 登録事業者が少ない（2021年6月，556社）
- ◆ あくまで推進が目的で罰則はなし

クリーンウッド法の課題

37



合法性確認の強化・厳格化は有効か？

秋田県でのヒアリングから

◆合法性確認の厳格化/煩雑化は、 真面目な業者の企業努力を損なう可能性

- ◆この地域で盗伐は聞いたことがない
- ◆誤伐と盗伐は違う，一緒にしないでほしい
- ◆仲介人は聞いたことがない
- ◆仲介人を信用しないが一番，なにかあっても責任は自分で負うつもりでやらないと駄目
- ◆ちゃんと伐採届を出して，再造林をやって，と当たり前前に仕事をしていればCW法は必要ない
- ◆一部の盗伐業者のせいで画一的に手続きが厳しくなるのは，とばっちりを受けるようなもの。
ちゃんとしているところは緩和し，いい加減なところを厳しく監督すべき

例：信頼できる素材生産事業者からの調達

39

◆責任ある素材生産事業者認証（CRL認証）

◆主に宮崎県の素材生産業者有志によるNPO法人
「ひむか維森の会」により始められる

◆「行動規範」「伐採搬出ガイドライン」を作成

◆所有者との立会確認，作業計画の説明，再造林の提案

◆作業時の環境配慮

◆手続きなどの遵守

◆素材生産業者のガイドラインの遵守状況を審査し
「責任ある素材生産事業者認証（CRL認証）」を
発行，38事業者が認証取得（2021年）

◆2018年度「鹿児島県CRL認証」が開始

◆CRL認証の全国展開に向けた動きも

例：信頼できる素材生産事業体からの調達

40

ひむか維森の会「行動規範」（抜粋）

1. 森林所有者に対して：
素材生産事業体は、森林所有者の林業経営を支援する。
2. 木材産業に対して：
素材生産事業体は、優れた技術力の発揮と森林資源保続への努力によって、木材産業の発展に寄与する。
3. 国民と地域社会に対して：
素材生産事業体は、伐採搬出作業において森林環境の保全と地域住民の安全で快適な生活の確保に努める。
4. 従業員に対して：
素材生産事業体は、従業員に対し、働きがいのある職場を提供する。



第三者による事業地の現地確認



書類確認



CRL認証ロゴマーク

詳しくは
ウェブで

<https://himukaishin.com/>

例：森林認証を活用した地域から調達： 宮城県登米市の取り組み

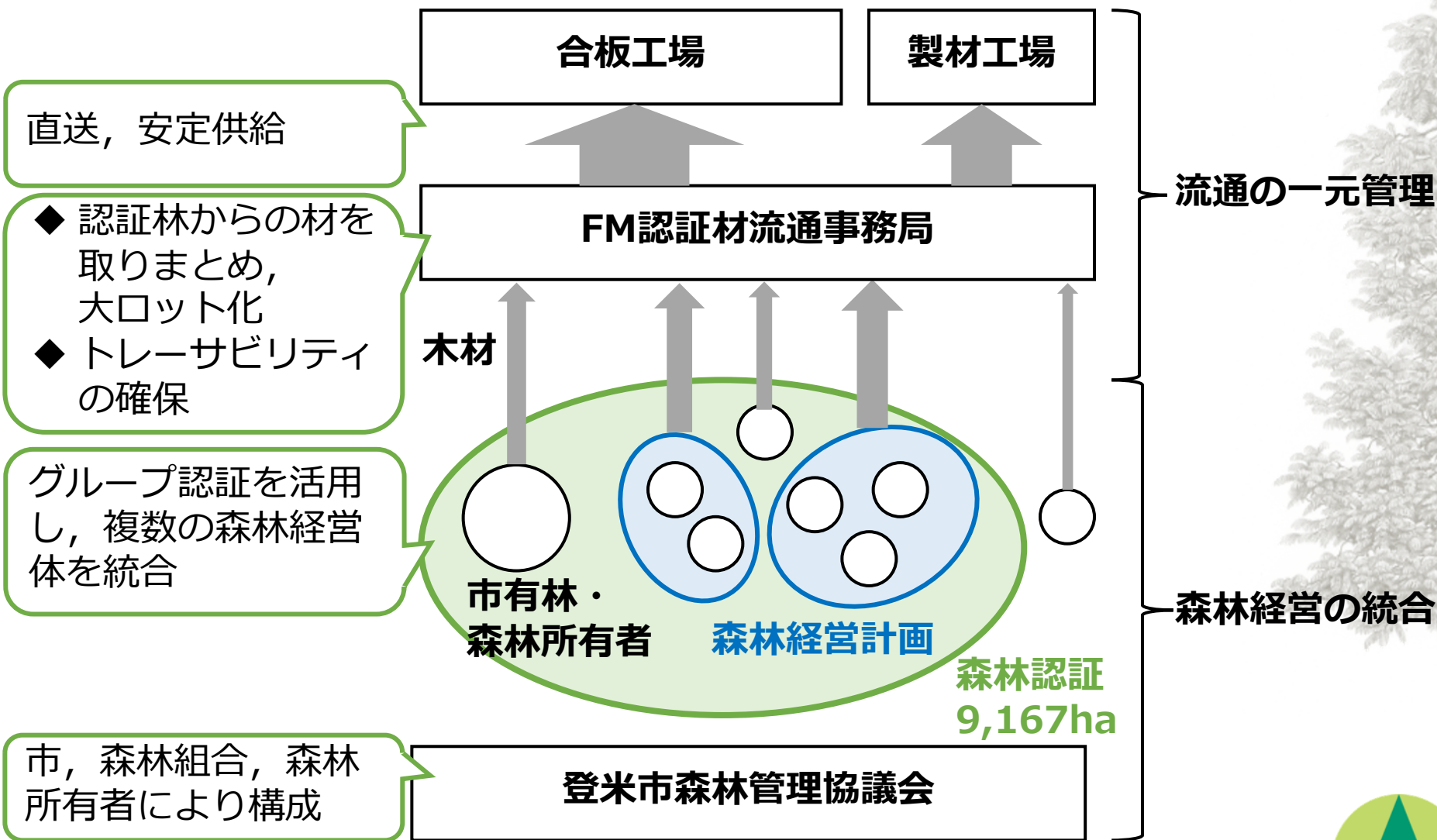
宮城県

- ◆2016年，登米市有林がFSCを取得
- ◆森林組合管理林，大規模所有者などが加わり，現在**9,167ha**
- ◆森林管理から流通まで一体的に管理
 - ◆適切な森林管理
 - ◆認証材流通の一元管理
 - ◆トレーサビリティの確保
- ◆**林業成長産業化モデル地域**に選定



<https://forest100.jp/FSC/>

例：森林認証を活用した地域から調達： 宮城県登米市の取り組み



まとめ

- ◆有罪事例は被害のごく一部，全貌は不明
- ◆近年の盗伐は犯罪行為
 - ◆森林犯罪に加担しないように注意が必要
- ◆司法に対し，市民，業界から**盗伐が深刻な社会課題であることを発信**することが重要
- ◆今後，盗伐が全国に拡大する可能性
 - ◆旺盛な木材需要の一方，権利確認が素材生産の障壁
 - ◆仲介業者の重要性が今後増していく可能性
- ◆**木材の調達先を選択し，応援することが重要**
 - ◆信頼できる素材生産事業体から
 - ◆信頼できる地域から